

会議録

会議の名称	令和元年度 第1回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	令和元年5月28日（火） 19：00～21：00
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 502会議室
出席者	【委員】須加委員（会長）、熊田委員（副会長）指田委員、浅野委員、伊集院委員、阿委員、中村委員、海老澤委員、清水委員、平委員、山下委員 【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、健康福祉部主幹、生活福祉課調整係長、同係主査、同係主事、高齢者サービス係長、同係主事
議題	1 諮問事項 「市が実施している自立支援住宅改修費助成事業、高齢者住宅改造費給付事業及び高齢者日常生活用具給付事業における利用者負担のあり方について」 2 諮問事項についての審議 3 その他
会議資料の名称	資料1 諮問文 資料2-1 各制度の概要（住宅改修事業） 資料2-2 各制度の概要（日常生活用具給付等事業） 資料3-1 西東京市の住宅改修事業 資料3-2 西東京市の日常生活用具給付等事業 資料4 介護保険サービスの利用者負担の割合 資料5-1 26市の高齢者住宅改善事業等の利用者負担金の割合 高齢者住宅改善事業（バリアフリー化等）実施状況 資料5-2 26市の高齢者住宅改善事業等の利用者負担金の割合 高齢者日常生活用具給付事業実施状況 資料6 高齢者住宅改善事業等の実施状況（平成26年度から平成30年度まで） 参考資料 西東京市保健福祉審議会委員名簿 参考資料 西東京市保健福祉審議会条例
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○会長 令和元年度第1回西東京市保健福祉審議会を開始する。 ○事務局 <欠席委員の確認> 欠席委員 なし	

○会長

本日の会議の傍聴希望はあるか。

○事務局

1名傍聴希望者がいる。傍聴者の上限は5名であるので、傍聴を許可してよろしいか。

○委員

異議なし

○会長

本日の配布資料の確認をお願いしたい。

○事務局

— 配布資料の確認 —

○事務局

配布資料に基づき概要説明をさせていただく。

— 事務局より説明 —

○会長

内容について質問等があればお願いしたい。

○副会長

資料6「高齢者住宅改善事業等の実施状況」について住宅改造給付事業の給付数が多い理由はなぜか。

○事務局

介護保険のサービスにないサービスであるため、多いと思われる。

○委員

資料2-1 自立支援住宅改修費給付サービスについて、介護保険で非該当だが、住宅改修が必要な人とはどういう方か。

○事務局

過去の事例では、非該当だが自宅内階段の段差が非常に高く、足の状態もよくなかったため、手すりの設置が必要と判断されたことがあった。

○委員

要支援1のイメージ像は、どのような状態の方か。

○事務局

見守りが必要な方ということで思っただけであればよい。

○委員

自立と判定するために要介護認定を受けるということか。

○事務局

そのとおりである。

○会長

自立支援住宅改修費助成事業、高齢者日常生活用具給付事業の実績がないのはなぜか。

○事務局

住宅改修が必要な方は要介護認定を受けるレベルの方が多いことが考えられる。

○委員

持ち家でないと住宅改造はできないのか。

○事務局

都営住宅で介護保険の住宅改修を行う場合は、模様替え届が必要である。賃貸住宅は家主の許可が必要であれば、住宅改修は可能である。

○委員

浴槽の取替えの申請者はどのような年齢層が多いのか。

○事務局

次回までに調べさせていただく。

○委員

高齢化による身体状況の変化や、浴槽や給湯設備の老朽化などの理由から数が多いのではないかと。浴槽や給湯設備の老朽化による取り替えが多いのか。

○事務局

故障を理由とした改修は対象外である。あくまで身体状態を鑑みて決定している。

○委員

日常生活用具給付事業において武蔵野市の実績が48件、調布市は287件と多いが西東京市と違いはあるのか。

○事務局

次回までに調べさせていただく。

○会長

23区では日常生活用具において良い種類のものを入れている。小金井市でもシルバーカーを入れている。役に立つものの種類を揃えて選んで購入できるようにしているところは給付実績が上がるのではないか。現在の状況から種類を増やさないとニーズに合わないかもしれない。

○委員

武蔵野市の日常生活用具給付事業では褥瘡(じょくそう)予防用具など要介護者でないと使わないような品目があるのはなぜか。対象要件が違うのか。

○事務局

武蔵野市は対象者が60歳以上65歳未満で、特定疾病には該当しないが、これらに準ずる方を対象にしている。

○委員

西東京市がどのような要望に応じていくのが1つの視点になるのではないか。地域によって特色が出ているのかもしれない。

○会長

諮問は利用者負担のあり方についてであり、品目に関しては附帯意見かと思う。市の単独施策であり、他市と横並びになる必要はない。

実績がゼロの制度の負担割合を変えるという答申を出してもあまり意味がないかもしれない。

○委員

市民ニーズに合っているかという内容について審議が必要であると考える。

○委員

浴槽の取替えの場合、実際に自己負担の割合が2割や3割となった場合、どの程度影響があるのか。

○事務局

浴槽の取替えの実績ではないが、介護保険の認定を受けている方の負担割合はおよそ1割負担が84%、2割負担が8.6%、3割負担が7.4%である。

○副会長

実際に自己負担割合を変更したときに影響が大きいものは浴槽の取替えか。影響があるものをデータで確認していく必要がある。

○会長

高額介護サービス費に住宅改修は含まれないか。

○事務局

対象にならない。

○会長

2割負担というのは年金収入でいうとどの程度か。

○事務局

2割負担が所得160万円で年金収入は280万円以上、3割負担が所得220万円以上で年金収入は344万円以上の方である。

○会長

介護保険の自己負担割合が3割になった際に苦情はあったか。

○事務局

特にない。

○委員

3割負担の方がいる世帯の数は分かるか。

○事務局

次回までに調べさせていただく。

○委員

市民は市独自のサービスを制度として続けてもらいたいという要望は大きいのではないか。公平さという観点からは、介護保険が応分の負担ということになっていることを考えると、自己負担の割合を介護保険と同等とすることに違和感はないと思う。

○委員

65歳以上で介護保険の非該当となった人数は分かるか。

また、市民から日常生活用具の品目についての要望はあるか。次回までに準備をしていただきたい。

○会長

過去3年分の65歳以上の要介護認定者数・非該当者数を出していただきたい。

○副会長

一般施策がそもそもどのような人たちをどう支えようとしてきたのか。

介護保険制度ができる前から実施されていた施策であり、介護保険制度ができたので整合性を図りながら実施してきたのか、介護保険で足りない部分を補完するために実施されてきたものなのか。広く利用が進むようにという意図があるなら自己負担の割合の検討は慎重にする必要がある。介護保険と連動するものとして作られたのなら、自己負担の割合は連動するという考えもあるだろう。

西東京市としての一般施策の考え方や、この事業ができた経緯を認識して判断する必要がある。

○会長

事業ごとの経緯が分かるとよい。

○委員

工事は個人個人を考えると何回もあるものではなく、今回の自己負担の割合の変更は、日常的に介護保険のサービスを利用するときの自己負担の割合が変わることと比べるとハードルは低いかもしれない。

○委員

八王子市や三鷹市が日常生活用具給付事業を実施していないのは当初からなのか、途中からなのか。東村山市は住宅改造事業と日常生活用具給付事業の両方を実施していないがそれに代わる事業があるのか。

○事務局

八王子市は過去に実績なしということである。

三鷹市は5年間実施なしとのことである。元々あったかどうか分からない。

東村山市は次回までに確認する。

○会長

介護保険での住宅改修では、要介護状態区分が3段階以上あがるともう一度住宅改修ができる仕組があったと思うが。

○事務局

要介護状態区分が３段階あがると再度、住宅改修が可能となる。

○事務局

次回までの資料について確認させていただく。

浴槽交換の対象者の年齢層。他市の給付実績・実施状況の確認。介護負担割合が３割の世帯数。介護認定で非該当と判定された方の割合。一般施策の歴史、自立支援住宅改修費助成事業・高齢者日常生活用具給付事業がどのような経緯で現在に至っているのか。

○会長

その他について事務局よりお願いしたい。

○事務局

答申に向けてのスケジュールは担当課の高齢者支援課とも確認をさせていただければと思う。

○委員長

その他、意見はないか。

なければ本日の保健福祉審議会を終了とする。